

○上天草市コミュニティ助成事業補助金交付要綱

平成24年3月30日告示第25号

上天草市コミュニティ助成事業補助金交付要綱

上天草市コミュニティ助成事業補助金交付要綱（平成21年告示第60号の7）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）がコミュニティ助成事業により、地域におけるコミュニティ活動の充実・強化を図るための事業を実施する団体に対し、上天草市コミュニティ助成事業補助金を交付することについて、上天草市補助金交付規則（平成16年上天草市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第2条 補助金の対象となる事業は、センターが定めるコミュニティ助成事業実施要綱（以下「センター要綱」という。）第2に定める事業とする。

（補助対象団体）

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、センター要綱第4に定める事業実施主体であって、センターが市に対し助成を決定したものとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、センター要綱第5に定める範囲であって、センターが市に対して助成を決定した額とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の補助対象となる経費は、センター要綱第6に定める経費とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、上天草市コミュニティ助成事業補助金交付申請書（様式第1号）にセンターが定める必要書類を添えて、市長に提出するものとする。

（交付決定の通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、センターからの交付決定に基づき、上天草市コミュニティ助成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請団体に通知するものとする。

（変更等の承認）

第8条 申請団体は、補助事業の内容を変更しようとするときは、上天草市コミュニティ助成事業

補助金変更申請書（様式第3号）にセンターが定める必要書類を添えて提出し、その承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定により補助金変更申請書の提出があった場合は、センターからの通知に基づき承認し、上天草市コミュニティ助成事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた団体は（以下「補助対象団体」という。）は、補助事業が完了したときは、上天草市コミュニティ助成事業補助金実績報告書（様式第5号）にセンターが定める関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書の内容を審査のうえ、センターからの通知に基づき補助事業に対する補助金の額を確定し、上天草市コミュニティ助成事業補助金確定通知書（様式第6号）により、補助対象団体に対し通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付決定額の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） この要綱の規定に違反したとき。
- （2） 申請書の内容と著しく異なったとき。
- （3） 補助金をその目的以外に使用したとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金を交付せず、又は既に補助金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（補助金の交付）

第12条 市長は、第10条の規定により補助金の額を確定した後、補助金を交付するものとし、補助対象団体は、補助金の交付を受けようとするときは、上天草市コミュニティ助成事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、第7条に定める補助金交付決定の通知の後において補助金の全部又は一部を概算により交付する。この場合において、補助対象団体は、上天草市コミュニティ助成事業補助金概算払請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による補助金の概算交付を受けた補助対象団体は、第9条に規定する書類を提出した日から15日以内に、補助金の精算をしなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の上天草市コミュニティ助成事業補助金交付要綱第5条の規定により交付の申請をしている者に関しては、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第8条関係）

様式第4号（第8条関係）

様式第5号（第9条関係）

様式第6号（第10条関係）

様式第7号（第12条関係）

様式第8号（第12条関係）